

## 農業法人等の皆様方へ

# 広域連携アグリビジネスモデル支援事業のご案内

この事業は、都道府県の区域を越えて行われる広域的なアグリビジネスの取組を支援するため、農業法人等が食品産業等の実需者と連携して付加価値の高い農業経営を行うのに必要となる機械・施設等の整備を国が直接支援するものです。

※事業実施の手順

公募期間中に事業計画を応募→農林水産本省の審査委員会で採択(補助金交付候補者)→  
地方農政局で事業計画を承認(事業実施主体)→補助金の交付

## 事業実施主体

都道府県の区域を越えて広域的に活動を展開する、

- ①食品産業等実需者と連携する農業法人等
- ②生産者と連携する中小企業者等の事業協同組合等
- ③生産者と連携する農業法人等

※その他の要件

①は、実需者から出資を受けていることが必要です。

①、③は、原則として3戸以上の農家が含まれている法人で、法人が認定農業者であるか又は法人の構成員に認定農業者が含まれていることが必要です。

## 補助対象施設(例)



処理加工施設



集出荷施設



高機能な温室

## 補助率

事業費の1/2(沖縄県にあっては2/3)以内です。

農業用機械を整備する場合及び事業協同組合等が事業実施主体の場合は、補助率は1/3となります。

平成21年度の予算額は508,818千円です。

## 公募情報

第3回公募期間:平成21年7月27日(月)~9月14日(月)

<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>(農林水産省>申請・お問い合わせ>調達情報・公表事項>補助事業参加者の公募(詳細については下記までお問合せください。))

## 施策情報

農林水産省のホームページでも事業に関する情報をご覧いただけます。

<http://www.maff.go.jp/>(農林水産省)>経営>農地・構造改善>経営構造対策>広域連携

## お問い合わせ先

事業の詳しい内容については、次の各担当までお気軽にお問合せください。

農林水産省 経営局構造改善課 経営構造対策企画班 03-3501-3768(農業法人等の施設整備に関すること)

総合食料局流通課 流通改善班

03-3502-5741(事業協同組合等の施設整備に関すること)

# 広域連携アグリビジネスモデル支援事業

## 1 趣旨

近年、農業生産者と食品産業等の実需者が連携して農畜産物を安定供給・確保する取組、複数の都道府県にわたる農業生産者が連携して生産・販売施設等を整備する取組等、農業をビジネスとしてとらえ、都道府県域を超えて生産から加工・流通・販売までを一体として行う取組が見られるようになってきました。

このような都道府県域の枠を超えて行われる広域的なアグリビジネスの取組について、新たなビジネスモデルを創出する先駆けとして全国的な視点から支援を行い、競争力のある担い手を育成し、国産農畜産物の競争力の強化を図ります。

## 2 事業内容

### (1)生産者・実需者連携事業

#### ア 生産施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者と実需者が連携し、農業生産者が実需者の求める農畜産物を安定供給するために必要となる土地基盤、生産施設等の整備を実施します。

##### 【事業実施基準】

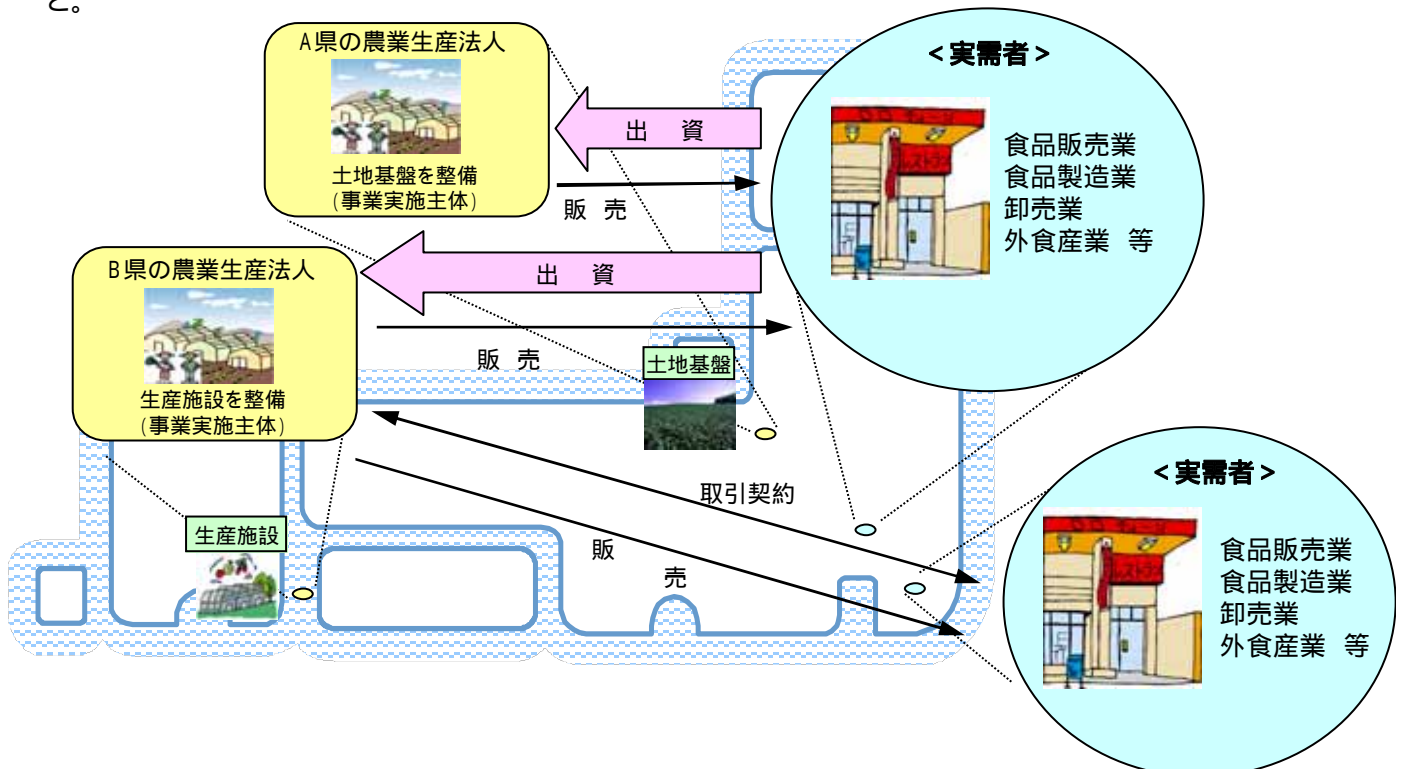
・事業実施主体は、連携する実需者から出資を受けていること。 等

##### 【達成すべき成果目標の基準】

次の各項目について、事業承認年度から3年度目を目標年度とした数値目標及び達成のためのプログラムを設定。

・**連携作物の取扱量の増加**・・・事業実施主体における連携作物の全取引数量のうち、事業実施主体と出資関係にある又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している実需者との取引数量の割合が50%以上となるか現在と比べ20%以上増加すること。

・**農業所得の向上**・・・事業実施主体の構成員のうち、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき市町村が策定する基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に年間所得が到達する者が1以上増加すること。



## イ 加工施設等の整備タイプ

農業生産者と実需者が都道府県の区域を超えて連携し、農業生産者が実需者の求める農畜産物及びその加工品を安定供給するために必要となる加工施設、集荷施設等の整備を実施します。

### 【事業実施基準】

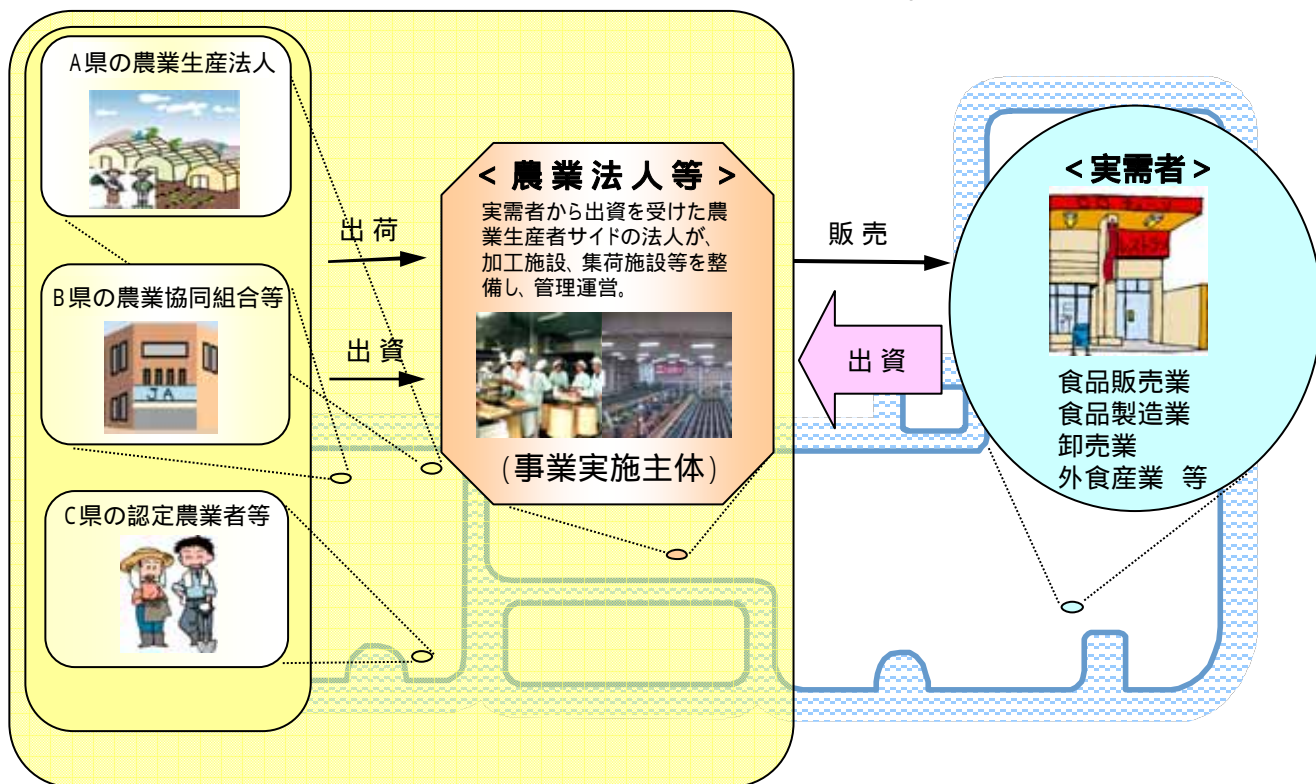
- ・事業実施主体は、連携する実需者から出資を受けていること。 等

### 【達成すべき成果目標の基準】

次の各項目について、事業承認年度から3年度目を目標年度とした数値目標及び達成のためのプログラムを設定。

・**連携作物の取扱量の増加**・・・当該施設で取り扱う連携作物の全取引数量のうち、事業実施主体と出資関係にある又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している実需者へ販売する連携作物の取引数量の割合が50%以上となるか現在と比べ20%以上増加すること。

・**農業所得の向上**・・・事業実施主体の構成員のうち、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき市町村が策定する基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に年間所得が到達する者が1以上増加すること。（構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち上記所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。）



## (2)加工・流通拠点整備事業

複数の都道府県にわたる農業生産者と実需者が連携し、消費者に安全・安心な食料を安定供給するため、事業協同組合等が農畜産物及びその加工品を効率よく販売・配送するために必要となる施設整備等を実施します。

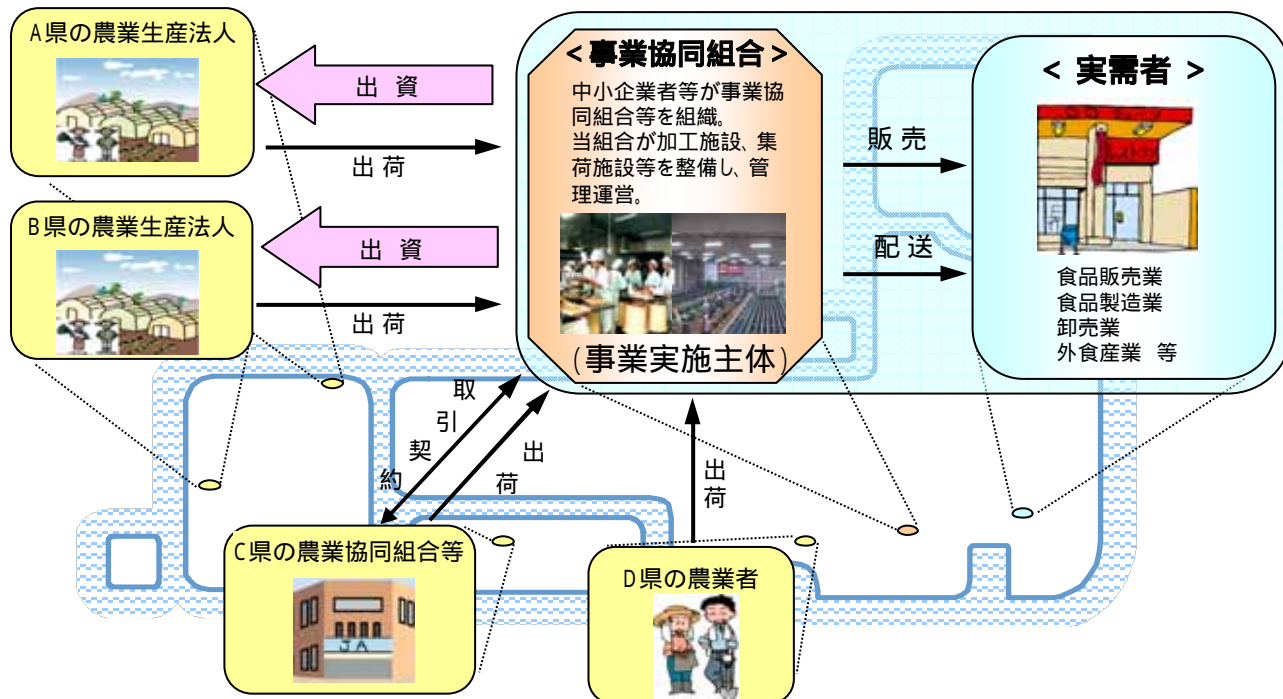
### 【事業実施基準】

- ・事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること。

なお、この場合、農事組合法人以外の農業生産法人においては、事業実施主体から出資を受けていること、また、それ以外の農業生産者、農事組合法人及び農業協同組合等においては、目標年度以降3年間以上の取引契約を締結していること。 等

[達成すべき成果目標の基準]

次の項目について、事業承認年度から3年度目を目標年度とした数値目標及び達成のためのプログラムを設定。  
・ **連携作物の取扱数量の増加** ・ 事業実施主体と出資関係にある又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結している農業生産者からの取引数量が、整備する施設で取り扱う農畜産物全体の50%以上となること。



### (3) 生産者連携事業

#### ア 生産・加工施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者が共通した生産技術（同一の品種や同様の播種、水管理、施肥、農薬の取扱い、摘果方法等何らかの共通点を有していること。）により農畜産物を生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するために必要となる土地基盤、生産施設、加工施設等を整備します。

[事業実施基準]

・ 共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物の販売を連携して行うこと。  
等

[達成すべき成果目標の基準]

次の各項目について、事業承認年度から3年度目を目標年度とした数値目標及び達成のためのプログラムを設定。

・ **連携販売量の増加** ・ 事業実施主体における連携販売の対象となる作物の全取引数量のうち、共通した生産技術により生産し、高付加価値化（ブランド化）した農畜産物を連携して販売した量の割合が50%以上となるか現在と比べ20%以上増加すること。

・ **農業所得の向上** ・ 事業実施主体の構成員のうち、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき市町村が策定する基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に年間所得が到達する者が1以上増加すること。（事業実施主体が農業協同組合等の場合は、当該施設を利用する組合員のうち上記所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。）

## イ 販売施設等の整備タイプ

複数の都道府県にわたる農業生産者が連携し、高付加価値化した農畜産物及びその加工品の販売等を展開するために必要となる加工施設、販売施設、食材供給施設等を整備する。

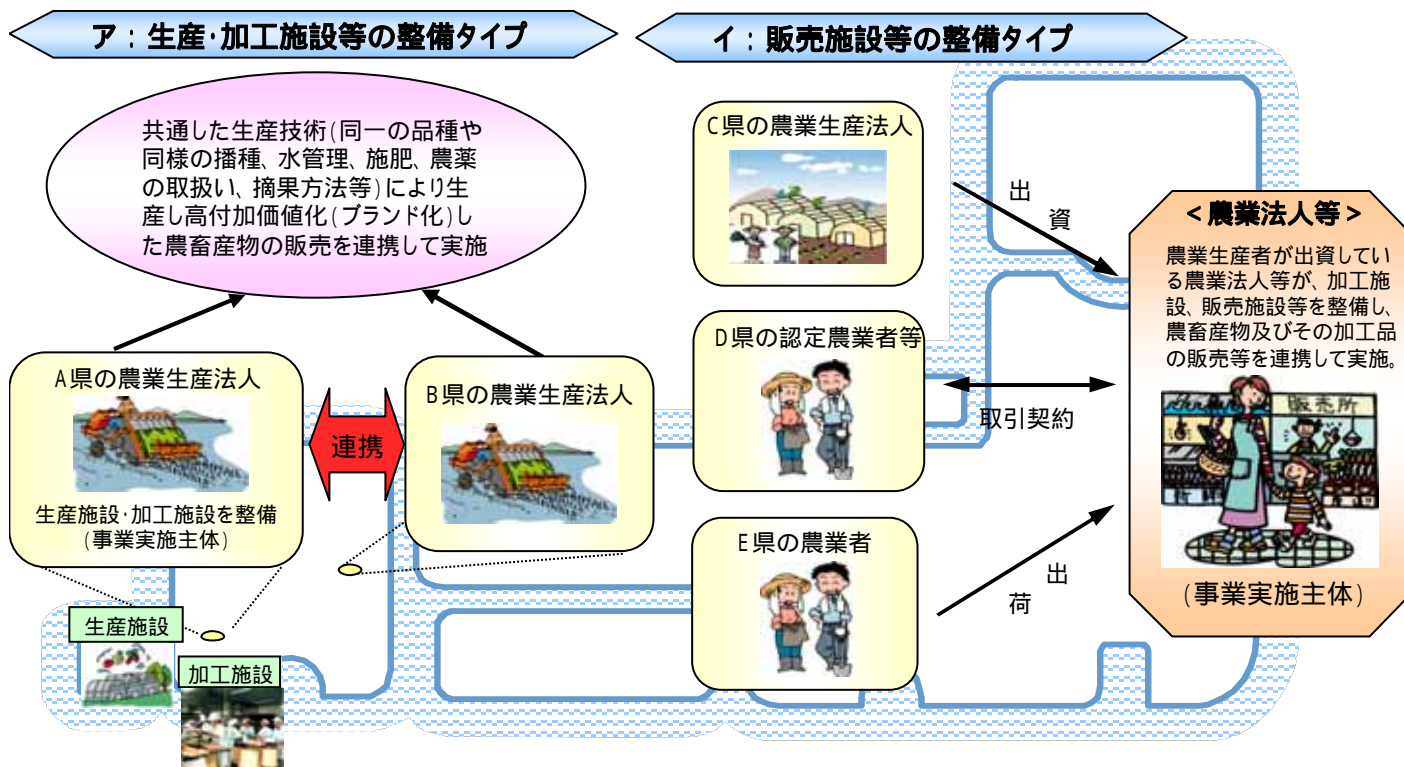
### 【事業実施基準】

- ・事業実施主体は、複数の都道府県にわたる農業生産者と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にあること。
- ・補助事業で整備する施設で取り扱う農畜産物の50%以上は、当該施設を整備する都道府県以外で生産される農畜産物であること。等

### 【達成すべき成果目標の基準】

次の各項目について、事業承認年度から3年度目を目標年度とした数値目標及び達成のためのプログラムを設定。

- ・**連携取扱量の増加**・・・事業実施主体において、事業実施主体と出資又は目標年度以降3年間以上の取引契約を締結する関係にある農業生産者等との間で取引が行われる農畜産物の取扱量が、当該施設で取り扱う農畜産物の総量に対し50%以上となるか現在と比べ20%以上増加すること。
- ・**農業所得の向上**・・・事業実施主体の構成員のうち、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき市町村が策定する基本構想における農業経営基盤の強化の促進に関する目標に定められた「当該市町村において育成すべき効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準」に年間所得が到達する者が1以上増加すること。（構成員が農業協同組合等の場合は、当該施設に連携作物を出荷する組合員のうち上記所得水準に年間所得が到達する者が1以上増加すること。）



## 3 事業実施主体

生産者サイド：認定農業者等の組織する団体、農業協同組合等

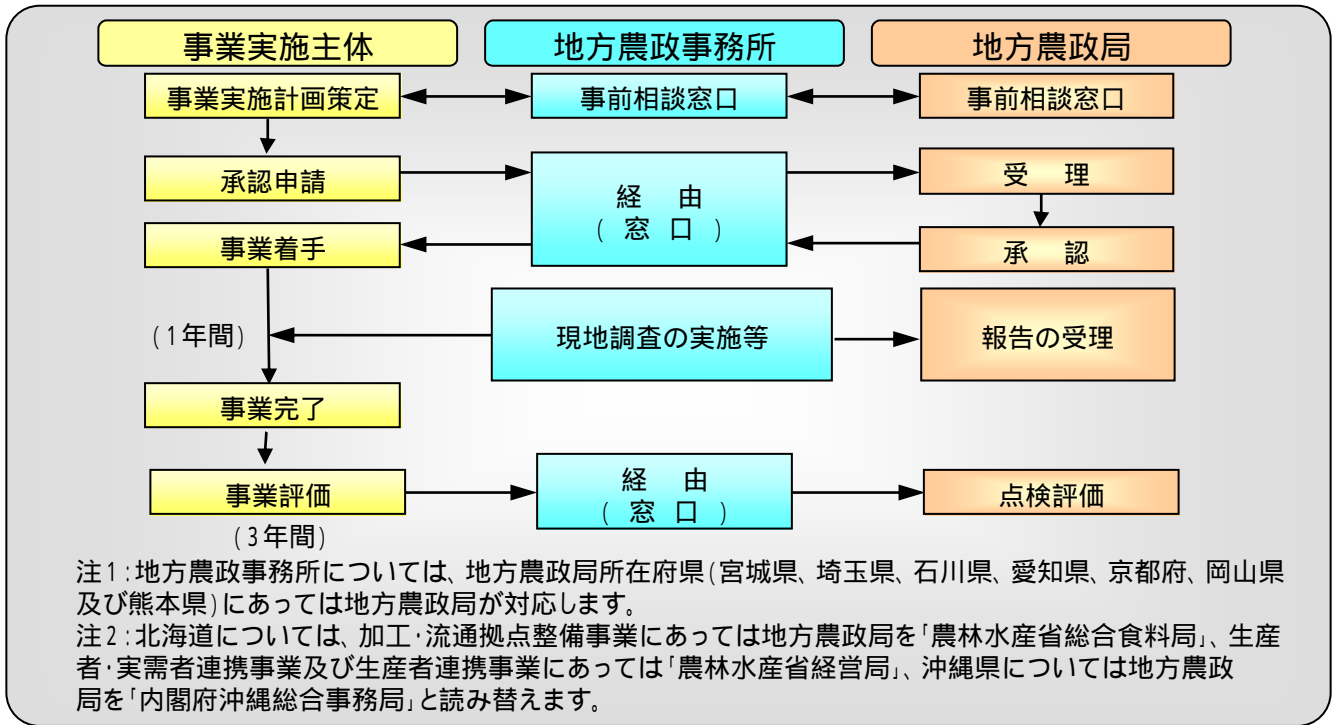
実需者サイド：事業協同組合等

## 4 補助率

農業生産者サイド：1/2、1/3以内（沖縄県にあっては2/3以内）

実需者サイド：1/3以内

## 事務フロー図



## メニュー一覧

事業メニュー	事業名		
	生産者・実需者 連携事業	加工・流通 拠点整備事業	生産者 連携事業
<b>土地基盤整備事業</b>			
畦畔整備		-	
農地保全整備		-	
建物用地整備		-	
<b>施設整備事業</b>			
農業用水施設		-	
高生産性農業用機械施設		-	
乾燥調製施設		-	
農畜産物集出荷貯蔵施設			
農畜産物処理加工施設			
堆肥製造施設		-	
未利用資源活用施設		-	
育苗施設			
新技術活用種苗等供給施設			
新規就農者研修施設		-	
地域農業管理施設		-	
経営高度化支援施設		-	
産地形成促進施設	-	-	
地域食材供給施設	-	-	
<b>特認事業</b>			
広域連携アグリビジネスモデル 支援施設等整備附帯事業			